

## **【事案Ⅱ－7】災害死亡共済金請求**

・2020年1月15日 裁定終了

### **<事案の概要>**

被共済者（申立人の配偶者）が2016年6月、自宅で転倒し、その翌日病院へ緊急搬送後、同年11月死亡した。申立人が災害死亡共済金を請求したところ、被申立人が支払対象外としたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、災害死亡共済金500万円を支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 被申立人は公平性並びに客観性の観点から医療照会等の事実確認が不十分であり、「不慮の事故を直接の原因とする」死亡か否かに関する事実認定が著しく不合理であり、非該当とする具体的に反証が述べられていない。
- (2) 被申立人が主張する共済金支払対象外とする根拠について、医師の所見か被申立人の意見か判然としない。「医学上の死亡原因」または「契約規定上の不慮の事故が直接の原因」の何れかが判然としない。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 死亡診断書において、僧帽弁狭窄症術後を原因とする慢性心不全を直接死因としている。また、その死因の種類は「病死及び自然死」であると記載されており、転倒事故を直接の原因として死亡したものと判断することはできない。
- (2) 被申立人は申立人からの災害死亡共済金請求手続に対し、明らかな事実に基づき、支払否とする理由および不服申立てに対する回答も書面で通知しており、一般的に行うべき説明義務は履行されている。

### **<裁定の概要>**

「申立人の請求は認められない」と裁定し、裁定手続を終了した。

本件事故による急性硬膜下血腫と心不全による死亡との間に、通常生ずべき原因と原因の結果の関係があるとは認められない。また、本件における当事者双方の主張を検討し、証拠を精査してみても、他に、相当因果関係を肯定すべき理由があるとは認められ

ない。したがって、被共済者の死亡は本件事故を「直接の原因」とするものと認めることはできない。